

佐賀県佐賀労働基準局『佐賀県石炭鉱業の労働情勢』

平, 将志
九州大学附属図書館記録資料館

<https://doi.org/10.15017/7172114>

出版情報：石炭研究資料叢書. 45, pp.259-305, 2024-03-25. Business and Economics Section, Manuscript Library, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

佐賀県佐賀労働基準局

『佐賀県石炭鉱業の労働情勢』

解題

平 将志

本輯には佐賀県・佐賀労働基準局が纏めた『佐賀県石炭鉱業関係の労働情勢』（以下、『労働情勢』）を収載した^一。本資料は、九州大学附属図書館付設記録資料館産業資料部門が所蔵する資料群の一つである福岡県労働資料に含まれている。当該資料群は、二〇〇七年三月に福岡県労働部局から産業経済資料部門に寄贈されたものである^二。『労働情勢』は、公立図書館や大学図書館などにも所蔵が確認できない。表紙には、佐賀県あるいは佐賀労働基準局によると思われる部外秘のスタンプが押印されているが、産炭地県自治体間ではこのような各種情報が共有されたことが伺われる。

『労働情勢』は全八章立てから構成される。このうち「一・本県における石炭鉱業の現況」と「二・労使間の労働情勢」の間には、佐賀県経済部『県内炭鉱操業状況 昭和二九年五月』が挟まれている。加えて、「二・労使間の労働情勢」は、同内容の資料が重複して綴られている。これらは佐賀県から福岡県労働部へ送付された際に、すでに現状のとおりであったのか、あるいは福岡県労働部局が簿冊に綴る際に紛れ込んだのか判別がつかない。そこで本稿では『労働事情』のあとに、『県内炭鉱操業状況』を掲載した。

佐賀県に関する石炭産業については、これまでに多久市史編さん委員会編『多久市史』や伊万里市史編さん委員会編『伊万里市史』など自治体史のほか、井手以誠『佐賀県石炭史』や坪内安衛『石炭産業の史的展開』などが刊行されている^三。また、九州大学・石炭研究資料

センター『石炭礦業史資料目録』のほか、長野暹らが纏めた佐賀県『石炭史―佐賀県石炭産業資料』文書・文献編といった資料目録も存在する^四。しかしながら、佐賀県石炭産業に関する研究は、明治期、とくに明治二〇年代までを除くと、いまだ研究蓄積は十分とはいえない現状がある^五。

このような研究動向には、明治三〇年代において石炭生産の主力が筑豊炭田に移行したことや、資料の残存状況が関係しているのであろう。とくに一九五〇年代の動向は解明されているとはいえない。他産炭地では、各種調査研究があり、行政資料が作成されているにもかかわらず、佐賀県に関するものはわずかである。たとえば、石炭不況の影響が著しい筑豊炭田では、九州経済調査協会編『不況下における九州中小炭鉱の実態』や戸木田嘉久『九州炭鉱労働調査集成』などが存在する^六。当該期には、福岡県知事室企画局が『デフレ政策の福岡県経済に及ぼす影響』、『福岡県財政窮乏の原因探求』及び『デフレの影響と失業問題』などの行政資料を作成している。このほか日本炭鉱労働組合九州地方本部・九州産業労働科学研究所は各種調査を実施し、その研究成果として『失業者―カンテラは消えず』を纏めている^七。その反面、佐賀県に関するものは、『佐賀新聞』や『西日本新聞』佐賀版など地方紙の記事を除けば、その実態は十分に解明されているとは言えない^八。内容的に纏まりがある『石炭産業の史的展開』においても、資料の残存状況のためか、一九五〇年代に関する記述は薄い。『労働情勢』は石炭政策史編纂委員会編『石炭政策史―資料編』や石炭鉱業合理化事業団編『団史―近代整備編』にも記載がない、佐賀県における中小零細炭鉱の実態を把握できる^九。その意味でも本資料は貴重な資料の一つといえよう。

以下から『労働情勢』の解説にうつる。「一、本県における石炭鉱業の現況」では、佐賀県における石炭産業を概観し、①昭和二十七年頃からの朝鮮休戦後の石炭需要減退とその値下がり、②炭労ストによる石炭供給不安対策として重油、外国炭の輸入増加の二つをあげる。ついで、西日本大水害による影響を指摘する。佐賀県『本県に於ける産業、金融、貿易、失業概況』によれば、「四六坑が坑内坑外の被害を受けたが極力復旧に努力している。現在一、二、坑を除いては全坑又は恥部の復旧をなしているが復旧費や炭価の点など多難なる問題が残されて居り又水害や企業整備による従業員の整理問題が台頭」したという。一九五三年七月の公共職業安定所への失業者求職出頭数は二、〇九七名であり、石炭鉱業は一、八八二名、八九・四%を占めたとされる^二。このほか公共職業安定所に出頭しない潜在失業者や石炭産業の企業整備による整備予定者約一七〇〇名が見込まれていた。企業整備は一九五四年一月から五月二十五日までに三五ヶ所となり、職安出頭者数は二、七一八名となった。このうち炭鉱関係は二、一七四名、八〇・〇%を占めていた。一九五三年には「国際収支の天井」との関係から金融引締めが行われたため、炭鉱経営を逼迫し、そのほかに関連産業からも失業者が発生した。佐賀県は、石炭不況への対策として炭鉱企業診断を実施したが、一九五三年に一二鉱、一九五四年には六鉱の炭鉱企業診断の申し込みがあり、このうち三鉱が終了したとされる^二。このほか電力料や租税公課の延納や融資が行われた。

「二、労使間の労働情勢」では、個別炭鉱労組における団体交渉が論じられる。団体交渉の内容、具体的には会社再建案のほか、退職金などについて一二鉱の事例を論じている。これらの事例では、使用者の再建案に応じて生産を開始する事例（新屋敷鉱業所、岩屋鉱業所）、

休閉山を容認して条件交渉を行う事例（国見鉱業所、桶久炭鉱、吉原鉱業所）、さらに労働者の全員退職後、新たに労働者を雇用して操業開始する事例（鳥越鉱業所）など、各炭鉱の詳細な内容が論じられる。前述した事例は中小炭鉱の事例であるが、経営状況の悪化による休閉山や、事業縮小が団体交渉の焦点となっている。その反面、大手炭鉱である明治佐賀、立山、西杵鉱業所では、使用者側の操業短縮の提示に対して、明労連（明治炭業労働組合全国連合会）は休日増加一三日の増加（うち特別休日八日、平均賃金の六〇%）の条件で妥結している。このように団体交渉の内容は、大手炭鉱と中小炭鉱間のほか、中小炭鉱間においても、著しい相違があったことが確認できる。

「三、賃金未払の現況」と「四、労災保険の現況」は、佐賀県労働基準局が行った調査を纏めたものである。デフレ不況の影響から各産業では、賃金未払や遅払が発生したが、このうち石炭産業の賃金未払は全産業の七六・七%を占めていたという。また、企業による経営状態の悪化から労災保険料の滞納が顕在化した。石炭産業を主体として「特に収支率の不良なる事業場を選定し、労災保険防災指定事業場を設置」した。その結果、「石炭鉱業の災害は、十五%減少の目標を樹て災害の減少絶滅」が講じられ、「強力かつたゆまざる納入奨励を実施して滞納一掃」を行ったとされる。

「五、離職状況」から「八、生活保護の状況」は、佐賀県における石炭産業の概況や労働情勢を踏まえて、炭鉱失業者の発生とその対策について論じている。「五、離職状況」によれば、炭鉱失業者数は、前述の『本県に於ける産業、金融、貿易、失業概況』では約一、七〇〇名を見込んでいたが、一九五四年一月～四月間に三、二三七名となり、当初見込みを凌駕した。さらに、同年五月から四、三七四名を見

込んでいた。これに対して、佐賀県では失業保険金の支給のほか、「石炭鉱業被整理者の就職促進要綱」を定めて職業斡旋計画を策定し、職業指導のほか、他産業への斡旋や地域間の職業紹介を行った。当該要綱の内容は把握できないが、その後の広域職業紹介に類似した就職促進措置がとられたことが伺われる。「六、失業対策事業の実施状況と今後の見透」からは、石炭不況の影響により、失業対策事業の適格者も増加を示しており、さらに炭鉱失業者の失業保険受給期間の満了により、適格者の急激な増加が見込まれていた。「七、失業保険金の受給状況及滞納保険料の状況と今後の見透」では、失業保険金の支給が増加しているが、滞納も増加していることから、財産の差押えなどの対策を講じたことが確認できる。「八、生活保護の状況」によれば、

佐賀県は休閉山した炭鉱の実態把握のために、福祉事務所から社会福祉主事を派遣した。そして、炭鉱失業者が最低生活の維持ができない場合、本人の申請にもとづいて生活保護を適用するよう福祉事務所長に対して指導した。生活保護制度の適用状況では、岩屋鉱業所において生活保護受給者と申請者が多いという特徴があった。

以上のように、『労働情勢』は石炭不況下における佐賀県石炭産業、とりわけ労働関係に関する詳細な内容を含んでいる。本資料を活用することで、研究蓄積が十分でない佐賀県における中小炭鉱の実態を把握する一助になると思われる。

なお、本稿は科学研究費助成事業（若手研究）、二一K一三四六一による研究成果の一部である。

注

一『労働情勢』の作成部局は、佐賀県佐賀労働基準局となっているが、

佐賀労働基準局が単独で作成したものか、あるいは佐賀県との共同によるものかは判別がつかない。また、佐賀労働基準局は労働省の出先機関であり、当該資料には佐賀県が纏めた資料も掲載されている。そこで当該資料は、佐賀県と佐賀労働基準局で作成された資料とした。

二宮地英敏「福岡県労働資料」九州大学百年の宝物刊行委員会編『九州大学百年の宝物』丸善出版、二〇一一年、一九二―一九三頁。

三多久市史編さん委員会編『多久市史』第四巻、二〇〇八年、伊万里市史編さん委員会編『伊万里市史』現代編一、二〇〇六年、井手以誠『佐賀県石炭史』金華堂、一九七二年、坪内安衛『石炭産業の史的展開』文献出版、一九九八年。

四九州大学石炭研究資料センター『九州石炭礦業史資料目録』第一―一二集、西日本文化協会、一九七五―一九八六年、佐賀県商工労働部工鉱課『石炭史―佐賀県石炭産業資料』一九八六年。ただし、『九州石炭礦業史資料目録』第三集に掲載された「佐賀県庁所蔵石炭関係資料」については、職業安定課『新明治鉱業（西杵・明治佐賀）閉山対策』など一部のみが佐賀県公文書館に所蔵されているが、それ以外の資料の所在は不明である。なお、多久市における閉山の詳細については、川内昇「炭坑閉山始末記(一)」「エネルギー史研究」第七号、一九七六年、一〇―一五頁、「炭坑閉山始末記(二)」「エネルギー史研究」第九号、一九七七年、一〇三―一二二頁、「炭坑閉山始末記(三)」「エネルギー史研究」第一〇号、一九七九年、一三〇―一三八頁も参照のこと。

五東定宣昌「唐津海軍炭坑の設定とその経営」『経済學研究』第五九号、一九九四年、八一―一〇九頁、同「明治前期、肥前松浦川の石

炭輸送』『エネルギー史研究』第一七号、二〇〇二年、三一―四六頁ほか。

六 九州経済調査協会編『不況下における九州中小炭鉱の実態』西日本石炭通信社、一九五五年（翻刻として、宮地英敏『不況下における九州中小炭鉱の実態』『石炭研究資料叢書』第四一輯、二〇一七年二〇―六八頁）、戸木田嘉久『九州炭鉱労働調査集成』法律文社、一九八九年ほか。

七 福岡県知事室企画局『デフレ政策の福岡県経済に及ぼす影響―とくに石炭産業を中心として』一九五四年（平 将志『デフレ政策の福岡県経済に及ぼす影響―とくに石炭産業を中心として』『石炭研究資料叢書』第四一輯、二〇一二年、一二九―一七八頁）、福岡県知事室企画局『福岡県財政窮乏化の原因探求』一九五五年（平 将志『福岡県知事室企画局『福岡県財政窮乏化の原因探求』』『石炭研究資料叢書』第四二輯、二〇一三年、三五三―四二二頁）、福岡県知事室企画局『デフレの影響と失業問題―石炭産業を中心として』一九五五年、日本炭鉱労働組合九州地方本部・九州産業労働科学研究所編『失業者―カンテラは消えず』五月書房、一九五五年。

八 このうち多久市については、多久市教育委員会『多久石炭の話』多久市教育委員会、一九七二年、同『多久の炭鉱』多久市教育委員会、二〇一七年があるが、一九五〇年代の記述は少ない。

九 石炭政策史編纂委員会編『石炭政策史―資料編』石炭エネルギーセンター、二〇〇二年、石炭鉱業合理化事業団『団史―近代整備編』石炭鉱業合理化事業団、一九七六年。

一〇 佐賀県『本県に於ける産業、金融、貿易、失業概況 昭和二十九年九月』一九五四年、二七頁。

二 「炭鉱企業診断」が、中小炭鉱合理化指導による「鉱業診断」や「鉱山診断」と同内容なのかは明確ではない。島西智輝「高度成長期日本における中小炭鉱合理化対策―中小炭鉱合理化指導の分析」『三田商学研究』第五四号、九一―一〇一頁。『労働情勢』によれば、佐賀県では一九五三年に二二件、一九五四年には三件（申し込みは六件）の「炭鉱企業診断」が行われており、「生産計画の再検討、経営経理及び労務管理の改善等企業合理化の勧告を行い、必要なるものについては金融の斡旋を行った」と記されている。しかしながら、島西が引用する通商産業省臨時石炭対策本部・福岡通商産業局石炭部『九州石炭鉱業の二〇年の歩み』によれば、西日本大水害後には緊急水害診断を皮切りとして、「当局と関係県と共同して、経理、労務、生産の各局部門にわたり、最初のモデルケースとして行ったもので、以降三〇年度まで四一炭鉱の企業診断を実施した」とされる。佐賀県の動向をみると、一九五三年一件、一九五四年二件である。通商産業省臨時石炭対策本部・福岡通商産業局石炭部『九州石炭鉱業の二〇年の歩み』一九六七年、一四六、一四八頁。診断の内容は類似しているが、診断件数には大幅な違いがある。したがって、「炭鉱企業診断」は、佐賀県独自の調査であるか、あるいは双方のいずれかに数字の誤りが存在すると考えられる。

凡 例

1. 文章に誤りがある箇所には、ママのルビを付記した。
2. 表の数字には計算の合わないもの、誤植などが存在するがそのままにした。
3. 文字が不鮮明なものについては、■とした。
4. 漢数字については、十や一〇などが混在しているが、原資料の表記を尊重した。

昭和二十九年六月

佐賀県石炭鉱業関係の労働情勢

佐賀県佐賀労働基準局

目次

- 一. 本県における石炭磁業の現況
- 二. 労使間の労働情勢
- 三. 賃金不払の現況
- 四. 労災保険の現況
- 五. 離職状況
- 六. 失業対策事業の実施状況と今後の見透し
- 七. 失業保険金の需給状況及び滞納保険料の状況と今後の見透し
- 八. 生活保護の状況

一、本県に於ける石炭鉱業の現況

1. 概況

石炭鉱業は農業と共に本県に於ける重要基幹産業である。

其の二十八年度の出炭量は全九州のそのの一〇%、全国の五・五%で二十七年年度の生産額は農業の一八八億円に次ぎ一四七億円であり、又これが県民所得に占める地位は総額四七六億円中九〇億円で実に一九%に当る。

大戦中に於ける乱掘の影響は甚大なるものがあつたが、戦後重点産業として強力に助成された為順調に復興して其の生産量もいつ早く辞表のとおり戦前をしのぐに至り炭価も上り相当な好況を現出した。

石炭生産状況

昭和十六年度	二一五万屯
昭和二十年度	九四〇
昭和二十六年	二三八〇
昭和二十七年	二二九〇
昭和二十八年	二三七〇

然るに廿七年頃より次の主要因に基づき不況に転じた。

(一) 朝鮮休戦後の石炭需要減退とその値下り

(二) 炭労ストによる石炭供給不安対策として重油、外国炭の輸入増

加

国内需要は極度に圧迫され、石炭業界は過剰炭を抱え炭価は下向の一途を辿り、加うるに廿八年度水害の打撃により各炭鉱とも経営難に陥り、中小炭鉱に於ては休廃鉱止むなきものが続出した。

尚、今次の金融引締政策の影響を蒙り資金は閉塞し、為に寧ろ健全

経営と目される自己資本経営の炭鉱をも圧迫破滅を将来し、延いては関連産業の衰微と共に失業者は増加し、経済の混乱と社会不安を醸成しすでに資金、電力量、資材代金並びに租税公課の未払滞納は急増しつつあり二、三の県下の大炭鉱に於てさえこの状態に迫込まれつつあつて今や瞬時も放任し得ない状態である。

勿論此の危機打開には直接関係者は日夜寝食を忘れ東奔西走しており、県も亦可能な範囲に於て種々方策を講じつゝありますが、これは一企業体、一府県に於ては到底解決し得る問題でなく、国家の基礎産業としてこれが救済の為政府並に中央政府関係機関の積極的な打開策の可級の速やかなる実施を必要としている。

昭和二十九年三月現在の炭鉱七〇鉱の最近の操業状況は別表のとおりである。

2. 対策

この石炭鉱業不況の打開策は対局に立った国の応急施策と恒久燃料政策にまつ外ないが、県は当面する問題処理の為め次の如き対策を講じつゝある。

イ. 炭鉱企業診断の実施

最も危機に立っている中小炭鉱の経営実態を究め、その合理化の途を発見する為二十八年度に於ては次の十二炭鉱の診断を行った。

篠原炭鉱 東松浦郡厳木町

榮徳 〃 〃

番所 〃 多久市

川副 〃 〃
 新興 〃 東松浦郡厳木町
 住吉 〃 〃 相知町
 炭岳 〃 〃 北波多村
 新平山 〃 〃 相知町
 池田 〃 〃 厳木町
 相知 〃 〃 相知町
 多久原 〃 多久市
 東松浦 〃 東松浦郡厳木町

此等に対しては生産計画の再検討、経営経理及び労務管理の改善等企業合理化の勧告を行い、必要なるものについては金融の斡旋を行った。

又、本年度始めに前記以外の県下全中小炭砒に診断受診の勧誘状を送付した。

これに対して次の六炭砒より申込があつた

東和炭砒 東松浦郡厳木町
 藤原 〃 〃 相知町
 柚木原 〃 多久市
 (松南坑のみ)
 坂本 〃 東松浦郡厳木町
 大生 〃 伊万里市
 東山代 〃 〃

此の中現在迄三炭砒について診断を行ったが、尚申込によって逐次実施する計画である。

ロ・電料不払及び租税公課の延納対策その他

電力の供給及び租税公課の延納については、依頼のあつた炭砒個々の事情に応じて斡旋をなしつつあり、又、融資の斡旋並びに事業主体の問題については実情に即して関係官庁と連絡して極力これが解決に当たっている。

3. 要望事項

一 石炭需要確保の措置を講ずること

国内資源を活用することを基調としての長期に亘る燃料総合対策を樹立し、外国炭並に重油の輸入を最少限に抑制し重油への転換工場等については石炭への再転換をするよう重油の消費規制を強化し、再転換工場への融資並に行政指導措置を講ぜられたい。

二 継ぎ資金融資の措置を講ずること

目下計画中の外国炭及び重油の輸入抑制の効果を見るまでにはなお相当の日数を要すると考えられるのでそれまでの間継ぎ資金として政府資金の予託その他緊急融資措置を講ぜられたい

開発銀行並びに中小企業金融公庫などの合理化資金についても石炭鉱業に重点的に放出を又公庫に於ては融資限度額の引上げを講ぜられたい。

三 租税公課の軽減並に納期猶予措置を講ずること

石炭鉱業に於ける諸設備の損算入範囲の拡大及び固定資産償却年数

の短縮等による転減措置を講ぜられなくなれば、現下炭界不況突破の時まで諸税保険料の納入について一定期間納期の延長についての行政措置又は特別立法措置を講ぜられたい。

四 炭価下落防止対策を講ずること

国鉄等独占事業用炭の炭価は他の一般産業に於ける炭価の基準ともなるので、今次の如く急激一挙の値下をなさず漸次合理化によるコスト低減に依りて炭価協定出来るよう斡旋の処置を講ぜられたい。

二. 労使間の労働情勢

(1) 概況

炭界不況に基き、県内炭鉱に於いてもその打開策として休鉱・廃鉱・或は再建整備を断行せざるを得ない事態に至った。然し乍ら少くとも労働組合を有する炭鉱に於いて事業の継続如何は労働組合との交渉が重要な問題点となっており、その結果、楠久炭鉱は閉鎖・国見炭鉱は一応の決着を見せたが、山代炭鉱、鳥越炭鉱等に於いては現在交渉中であり、この情勢は、夏場を控え今や他炭鉱にも波及し益々悪化の一途を辿るものと推定せられる。

尚炭鉱に於ける団交並びに紛争状況は次の通りである。

(2) 日満砒業株式会社新屋敷砒業所

(砒業所組合へ再建協力申入れ)

炭界不況による、電力六ヶ月分約参三、〇〇〇万円の滞納、賃金の遅払約二、〇〇〇万円、更に又、不渡手形の発生等々のため、全くその経営に行き詰った砒業所は、四月一七日砒員組合(一、三〇〇名)

に対し一切の窮状を訴え協力方を求めた。

(組合、再建の基本方針を決定)

その為砒員組合は、同日大会を開催、再建賛成か、再建反対かを審議の結果、再建することに決定した。

(送電停止)

然し乍ら、電力料滞納のため四月一九日より保安電力のみ残し送電停止となり、完全に採炭不能となった為、砒業所砒員組合は、送電に全力を傾注、その結果、四月二日より電力切売の形で送電されることとなった。他方、職員組合(二三〇名)も『全員一丸となって再建に努力する』を決議した。

(再提案提示)

五月四日に至り、砒業所は、両組合に対し、別紙(一)の再提案を提示、この再提案に基き両組合、合同の第二回団交は、五月六日より七日亘り行はれたが、両組合、合同の再提案に対する八項目主張別紙(二)に砒業所は一步も譲らず、砒業所の再考を求めて団交は一応中止された。

(砒員組合再提案否決)

五月八日両組合は、再提案の諸否についてそれごとく大会を開いた結果、砒員組合は再提案を否決、職員組合は再提案を呑んだ。

(最終再提案提出)

然し、その後も団交は続けられ、砒業所は、最終案として五月四日提示の賃金カット二〇%を一五%に修正、砒員組合に提示した。

(最終再提案否決)

従って砒員組合は、五月一四日更に大会を開き、最終再提案を否決することは休山、廃山に通ずることを了承の上、採決の結果、再度、再提案は否決された。

(全員解雇通告)

此の通告を受けた破業所は、五月一六日午前二時、両組合に休山通告を行うと共に同日の団交にて全員解雇を通告した。全員解雇の通告を受けた破員組合は『破業所の処置は労働協約違反』として反対を申入れると共に、破業所と団交を行い『破業所があく迄解雇を強行する場合は、未払賃金、解雇予告手当、退職金の即時支給、休山期間の明確化、再建に於ける全員再採用』を提示した為、破業所は、即時解雇を撤回、解雇予告を言明した。又職員組合も破業所に『組合としては再建案を承認しており解雇通告は納得されない』旨申入れ、破業所もこれを了承、解雇通告を撤回した。

(再建署名運動)

かゝる破員組合の情勢の中にあつて、他方には再建の署名活動が行はれ約三〇〇名の破員組合は署名を行った。(署名を行った破員組合員は、大会に欠席した組合員と思はれる)

(第二次再建案提示)

この様な情勢を分析してかゝる破員組合、五月一九日―二〇日の団交に於いて破業所が、組合が再建案を呑めば、休破せずに経営を継続するを表明すると共に、第三次再建案として、前記最終案を、厚生資金として月額二〇万円支給を、使い修正提案した。

(第三次再建案受諾)

そのため五月二〇日三度、再建案について投票の結果

再建案 賛成 五三六票
反対 三九五票

にて再建案を呑む事に決定、翌二二日一番方(午前七時)より就業を開始した。

(退職者続出)

他方破員組合は、前記団交に於いて再建案中の減耗二三六名の退職条件についても協議、会社都合による退職金を支給することとなつた。その為、破員組合は『五月二五日迄の中希望退職者を申出た者に対しては、破業所は会社都合による退職金を支給する』旨組合掲示板に発表した結果、減耗予定人員をオーバー、破員四八三名、職員二二名計五〇三名が五月二二日より二五日迄の間に破業所に対し退職願を提出、全員退職した。

(その他)

その後、退職破員は五月二七日、擁護同志会を結成、破員組合執行部に対し、未払賃金、退職金の早期支給斗争を要請した。

(参考事項)

(1) 出炭並びに就業状況

期 日	採 炭			全破業員就業率
	出炭量	在籍者数	就業者数	
五月二五日	三〇四	二六六人	二〇六人	七七・四%
〃 二六日	三三七	二六五人	二一〇人	七九・二%
〃 二七日	三三八	二六六人	二一七人	八一・五%
〃 二八日	三三四	二六七人	二二〇人	八二・三%
〃 二九日	三六九	二六七人	一九四人	七二・六%
〃 三〇日	三八九	二六五人	二一〇人	七九・二%

(2) 五月三一日現在職員数

七四九名

別紙(一) 新屋敷破業所再建案

新屋敷破業所々々長 下田義之

新屋敷破業所の再建案として左記提案致します故、ご検討の上ご回答をお待ちして居ります。

別紙(二)

会社再建案に対する碓、職両組の主張！

碓、職合同の第二回団交は、会社側再建案を修正させる為五月六日―七日に亘って行はれ両組合は、次の八項目を主張した。

1. 未払賃金棚上げの条件を削除せよ
2. 労資協議によって決定される再建案によって発足し、利益が上った場合、益金を優先的に未払賃金に充当せよ。
3. 二〇〇円の租碓料の一部を未払賃金に支払え。
4. 現行賃金協定は之を維持し、若し全額支払不可能なときは一応内払賃金として処理せよ。
5. 自力更生の建前で再建するが、外部よりの融資があった場合は再建前の労働条件に復帰する。
6. 炭界の変化により、経営が平常に返った場合も再建前の条件に復帰する。
7. 飽く迄拘束八時間とし、残業については改めて協議する。
8. 人員整理は行はない。

(3) 日満碓業株式会社国見碓業所

(賃金遅払発生)

新屋敷碓業所と同系の国見碓業所は、二月分賃金を八〇%支給したのみでその後全然支給せず(二月分二〇%、三月分全額、遅払賃金の総額六五〇万円) 他方碓業所の配給所は『掛売お断り』を行った。

(碓員組合臨時大会)

この為碓員組合(五六〇名)は四月一八日臨時大会を開催したが、

席上碓長は『賃金を引下げねばならないかも知れぬ、これに不満の者は退山して貰いたい』と発言した。

(送電停止)

然るに翌四月十九日より電力料滞納(月額一五〇万円で一月分よりの為保安電力を残し、送電停止となった。

(団体交渉物別れ)

この為碓業所、碓員組合双方間に団交が開催され碓業所は『賃金は約三割減とし、独立採算で今後の運営をやって行かねばならないので碓員組合は全面的に協力して貰いたい』と再建協力を碓員組合に要請したのに対し、組合は

『先づ遅払賃金の解消が先決』と迫り団交は物別れとなった。

(組合、地労委え斡旋申請)

その後組合は、四月三十日地労委に対し(1)未払賃金の早期支給、(2)未払に伴う紛争の解決を斡旋申請

(碓員組合ハンスト開始)

他方同日より再度団交が続けられたが、碓員組合は未払賃金解消より一歩も曳ず、五月一日に至り『若し解消出来ないならば閉山せよ』と迫った。

所長はその旨本社え打電、返事を待つこと、なったが、その返事が来る迄』と言って碓員組合の生産部長等三名は、団交後直ちに三日午前一時より碓業所事務所前にてハンストに突入した。

(本社、休碓を通告)

五月七日に至り本社より『会社は続碓したいが組合員が休碓を欲し居るなら止むを得ない』を理由に休碓する旨の回答が来たが碓員組合はこれを不満として突返した為、碓業所は翌八日碓業所前の掲示板

に回答書としての前記申入れ書を破員組合に通知したと掲示した。

(組合休破を申入れ)

同八日午前十一時より団交されたが、破員組合は、破業所の掲示は事実と違つて居り組合は休山を認めていない」として団交は一時紛糾した。午後三時頃破員組合は職員組合と協議するといつて団交を中止、五時頃団交を再開、口頭をもつて『どちらの責任に於ても構はないので会社は即時休山を発表されたい』旨申入れた。

(休破決定)

この申入れに対し破業所は『此度、日満破業株式会社は経営、金融両面の行詰りにより経営不能に陥り、国見破業所は休山の止むなきに至りました。今後従業員の生活面及び未払賃金、退職金、即時解雇手当等に関しては、最大の努力を払い善処致します。』と回答、国見炭鉱は休破と決定した。

従つて同日地労委は四月三十日付組合申請の斡旋を行う為現地(伊万里市)に行つて居たが、前記の解決事情を聴取したのみで引揚げた。

(退職条件につき団交)

休山決定後、組合は五月十日未払賃金、退職金、解雇予告手当の即時支給要求と共に七項目の要望事項を破業所に申入れたが十一日の団交に於て破業所は『会社としては方々に金策をすると共に、今後の再開についても研究中であるので即時支払は出来ないが会長、社長が十五日来山するので団交を持ちたい。

要望事項についても出来る丈努力する』と回答、労使双方は会長社長は五月十五日来山、団交が行はれたが、具体的進展なく、更に

十六日組合幹部と社長、所長との間に話合が行はれ席上社長は『売却

予定であるが、売却が決定すれば二十五日頃未払賃金、退職金等の合計額の1/3程度を支払う。残りは退山する時に支払う』を発表、組合幹部を一応これを了承した。

(離職票発行)

他方破業所は、休破決定と共に十四日、十七日の両日に亘り全員六四三名に対し離職票を発行した。

(その他)

他方破業所と長崎県里山炭破との間に売買交渉が進められ仮協定迄結ばれるに至つた。

その為破業所は

未払賃金	九二六万円(職員、破員)
休業手当	一五三万円
退職金	一、二六六万円
予告手当	七五四万円
その他	二六万円
計三、一二五万円	

の中一、二〇〇万円を五月二十六日支給した。尚現在三八名が残務処理を行つて居る。

(4) 久恒破業株式会社楠久炭破

(閉鎖申入れ)

久恒破業本社は四月十日久恒破業労連に対し

『(1)富士銀行の融資困難(楠久破業を閉山したら融資する)

(2)炭界の不況

(3)熊本県志岐炭破の損害約四、〇〇〇万円

(4) 漆生炭碓の変電所焼失による損害約一、〇〇〇万円

(5) 楠久炭碓は一トンに付二、〇〇〇円赤字

等の理由で五月末日をもって楠久炭碓を閉山したい旨申入れた。

(碓員組合申入れに反対)

この申入れに対し労連及び碓員組合(三五五名)は、不満を表明したため本社は再建築として第一案より第五案迄を提示、四月十九日より二十一日迄本社に於て団交を行ったが、結局物別れに終わった。

(碓員組合閉鎖を了承)

その為碓員組合は、四月二十四日組合大会を開き、会社申入れの『五月末日閉鎖』を『已むを得ぬ』と決定した。

(退職条件妥結)

従って碓員組合は四月二十六日、本社に向き、退職条件に付団交を開始したが本社提案の『会社都合による退職金+総額六〇〇万円支給』を不満とし団交続行の結果

1. 退職金 一、一〇〇万円(規定の一割増)

2. 予告手当 四八〇万円(一ヶ月分)

3. 帰郷旅費 一〇〇万円

4. 選別其の他 三〇〇万円

計一、九八〇万円

にて妥結した(組合要求の七〇%担当にて妥結)

(離職票発行)

他方碓業所は五月一日全員に対し解雇予告を発していたが、五月十日作業を止め碓員四二七名(残務処理として八名残す)に対し離職票を発行した。

(5) 高倉碓業(株) 岩屋碓業所

(水害により全員解雇)

碓業所は、昨年水害により、保安要員二八〇名を残し全員解雇を実施したが、退職金問題・再採用問題は現在に至るも完全解決を見ず、碓業所と碓業組合(第一組合一、〇六〇名)との間には依然団交を続行すると共に、碓員組合は更に遅払賃金支給、新賃金を要求、その為、三月一三日一番方より七十二時間ストを実施した。

(再建築提示)

その後、団交の重点は、賃金遅払問題、今後の賃金支給方法の問題におかれ、双方団交を行っていたが、碓業所は炭界不況に伴う経営困難を理由に『現在屯当り原価は四、一〇〇円位になっているが、これを二、八〇〇円程度に下ること、並びに増産協力』申入れ、更に五月一八日の団交に於いて『赤字を最少限にするためコスト引下げの一段として①二〇%の賃下げ②月産九、〇〇〇トン』の再建築を提示するに至った。(碓業所は、最初三〇%賃下を提案せんとしていたが、新屋敷碓業所が二〇%案を出した為、二〇%に修正・出炭実績―四月六、四〇〇トン、平均月五、〇〇〇トン)

(碓員組合、再建築を呑む)

従って碓員組合は、五月二三日臨時大会を開催、前記再建築を検討、更に投票の結果

再建築賛成 三三六票

再建築反対 二六七票

で再建築を可決した。

(再建築実施)

その為、前記再建築は、六月一日より実施されることとなり、細部については現在団交中である。

(その他)

前記団交と平行■碓員組合は、水害に伴う退職金支給・再採用問題及び未払賃金問題について団交中であるが、退職金は総額二七〇万円中約一、二〇〇万円支給されたまゝ、でその後は具体的進展なく、又、一〇〇〜一三〇名の未再採用者については、碓業所は今や炭碓不況を理由に当分再採用困難を表明している。

尚、未再採用者中、四五名は九炭労の斡旋にて六月一日より福岡県へ出稼に行ったが、他は附近の失対事業に稼働している。

(6) 柚木原炭碓島越碓業所

(解雇予告を発す)

賃金遅払二ヶ月分をかゝえ、さらに夏枯を目前に控えた碓業所は、五月二七日碓員七〇名に対し解雇予告を通告すると共に碓員組合(九四名)にその旨申入れた。

(碓員希望退職)

他方、解雇予告の通告を受けた碓員は『どうせ予告期間中に稼働しても、賃金は何時支給されるかもわからぬ。退職した方がよい』と希望退職者続出、六月一日現在四四名が退職を申入れた。

(7) 柚木原炭碓吉原碓業所

(賃下申入れ)

碓業所は四月八日碓業組合(六六名)に対し『現在の作業量では廃碓せざるを得ない状況である。従って賃金を二〇%引下げてくれ』と申入れた。

(団交物別れ)

この為翌九日団交が双方間に行はれたが、碓員組合は『どうしても値下げをせねばならぬなら退職する』と発言したのに対し、碓業所は『退職したいなら、退職してもらいたい』と応答、団交は物別れとなった。

(全員退職)

従って碓員組合は、同日午後七時より組合大会を開き、組合の態度について採決の結果、全員退職することに決定、翌一〇日全員碓業所に対し退職を申入れた。

碓業所は、この申入れを受理したが、碓員組合は退職条件として規定退職金の外に解雇予告手当一ヶ月分を要求、碓業所も解雇予告手当一ヶ月相当額を規定退職金の外に支給することを了承、一応解決した。

(再開)

その後、碓業所は、碓員を新規に採用(前記退職碓員は再採用されていない)、四月二三日より再び操業を開始した。

尚、現在の従業員は碓員二〇名、職員七名計二七名である。

(8) 米山碓業(株) 松南碓業所

(賃金支給延期の申入れ)

碓業所は三月二十五日支給の三月上半期分賃金について碓業組合(二〇三名)に対し『三月全期分清算支給日の四月一〇日に全額支給するからそれ迄待つて呉れ』と申入れた。処が四月一〇日になっても支給されず、碓業所は碓員組合に対し、再度『支給する金がないので一三日まで待つて呉れ』と申入れた。

(碓員組合ストに入る)

その為碓員組合は更に一三日まで待つたが支給されず、終に四月一

四日一番方より、遅払賃金（三月分一〇万円）要求として四八時間ストに突入、更に一五日団交を再開したるも物別れとなり、一六日より無期限ストに入った。

（平常復帰）

他方砒業所は県に対し労務者生活資金の貸付申請を行っていたが、五月一日、四〇万円貸出され、金額を遅払賃金に充当支給した。

その結果、砒員組合も一五日までストを中止、一七日の一番方（一六日は休日）とり平常に復した。

(9) 児玉興産（株） 山代炭砒

（賃下申入）

会社は、五月五日砒員組合（九一一名）に対し次の賃下案を申入れた。

申入事項

(一)賃金支払について

- 七、〇〇〇トン以上出炭 七〇%支払う
- 八、〇〇〇トン以上 八〇% 〃
- 八、五〇〇トン以上 九〇% 〃
- 九、〇〇〇トン以上 一〇〇% 〃

(二)火薬を標準作業量以上消費した場合、超過分自弁

（標準消費量は三月実績の1/2とする）

(三)家族手当の支給条件を次の通りとする

採炭二〇方以上（現行一七方以上）、その他坑内夫二三方以上（現行一九方以上）、坑外夫二四以上（現行三一方以上）

（最後案提示）

その後双方に於て団交が続けられていたが、五月三〇日の団交にて砒業所は最終案として

(一)賃金支払について

- 七、〇〇〇トン以上 坑内 七五% 坑外 八〇%
- 八、〇〇〇トン以上 〃 八五% 〃 九〇%
- 九、〇〇〇トン以上 〃 一〇〇% 〃 一〇〇%

(2)火薬消費量、家族手当については前案通りを提案した。

（砒員組合臨時大会）

その為砒員組合は、六月四日臨時大会を開き、前記最終案を検討することになった。

(11) 明治砒業（株） 明治佐賀砒業所

(12) 〃 立山 〃

(13) 〃 西杵 〃

（操業短縮を提示）

会社は、夏場を控えての販売力減による貯炭の増加に伴い、五月五日明労連に対し週一回休業の操業短縮を提示、協力を求めた。

（団交物別れ）

この提示を受けた明労連は『現在、会社は、黒字経営であり、乍ら尚操業短縮を行うのは、実質的に賃下を行う計画である』として反対、一五日より労使協議会を開き、交渉を行ったが、会社は飽迄操業を行い、若し組合が応じない場合は老朽炭砒の閉廃山を行うと主張、他方明労連はこれに応じられないと強調、協議会は物別れとなった。

（再度団交）

しかし乍ら明労連は直ちに各支部の組合長を中央に召集、五月一九

日協議した結果、或る程度の譲歩も已むを得ないとの結論をだし、直に団交を申込れた。

(妥 結)

その後、三度団交の結果二二日

- ① 休日を五月から九月までの間に一三日増す
 - ② 右のうち特別休日が八日間、普通休日が五日間
 - ③ 特別休日は平均賃金の六〇%支払う
- その他略

にて妥結した

(参考事項)

△砧員組合数

明九労	明治佐賀支部	五〇八名
〃	立山	八〇五〃
〃	西杵	八〇〇〃

三. 賃金未払の現況

1. 概 況

県下における全産業に於ける賃金不払は、佐賀労働基準局の調査によれば昭和二十九年三月末五五件四三、一六〇、九五六円であったものが、四月末には急激に七六件九九、九二八、〇〇九円に増加したが、これは石炭業界の不況が大きく影響しているものである。即ち石炭鉱業の賃金不払は三月末二二件二二、一九四、二九三、二九二円で、全体の四一・五%を占めるに至った。このうち主なる石炭山の賃金不払状況は四月末で別表の通りである。

2. 対 策

(1) 佐賀労働基準監督局では本年初頭より賃金不払の多数を憂慮し一月の監督署会議に於てその対策を協議したが、炭鉱関係における不況は予期以上に深刻であったので賃金不払事業場調査を行い、更に四月一二日に各監督署長に対し「賃金不払い事業所に対する監督指導について」通牒を発し不払事業場の経過について情報を蒐集し対策を検討すると共に特に県関係各課、地方労働委員会及び金融機関とも緊密な連絡をとり労使の動向に注意し労働保護並びに労働基準法違反の未遂防止に万全を期している。

石炭鉱業に於ける賃金不払労災保険料滞納状況

佐賀労働基準局

事業所名	労働者数	賃金不払状況			保険料滞納状況			備考
		対象労働者数	賃金不払数	不払月	29.4 測定保険料	滞納額	滞納率%	
小城炭鉱	1,770				4,255,842	2,772,824	65	
日満炭業 (株) 新屋敷炭業所	1,470	1,622	19,207,861	2~3月	5,121,669	5,121,669	100	差押済
尾玉興産 (株) 山代炭鉱	1,169	1,130	9,430,000	2~4月	4,337,514	3,337,514	77	〃
尾玉興産 (株) 小岩炭鉱	51				7,129	7,129	100	調査中 (本年度未報告)
高倉炭業 (株) 岩屋炭業所	980	979	11,694,000	2~3月	3,500,175	3,500,175	100	
向山炭業 (株) 向山炭鉱	866	1,043	9,518,830	28年12~3月	5,273,913	5,273,913	100	差押済
多久炭鉱	850				1,374,301	1,374,301	100	
野中炭業 (株) 東亜炭鉱	500	316	3,200,000	28年12~2月	3,197,465	3,197,465	100	差押済
日満炭業 (株) 國見炭鉱	300	612	8,790,493	2~4月	628,989	628,989	100	
岸山炭鉱	195				451,201	451,201	100	差押済 28.7 事業廃止
多久原炭鉱	155				648,600	648,600	100	
松南炭業所	151	83	555,262	2~3月	355,098	355,098	100	差押済調査中 (本年度未報告)
池田炭業株式会社	130	137	540,000	3月	1,469,510	1,469,510	100	
柿木原炭鉱北島坑	126				173,479	173,479	100	
藤原炭鉱	120	119	805,129	28年12~2月	470,894	470,894	100	差押済
光武炭鉱	110	149	1,884,581	28年8月29年3~4	316,170	316,170	100	
新相知炭鉱	105				693,774	693,774	100	差押済
岸岳炭鉱	100	97	500,000	3月	261,307	261,307	100	〃
北多久炭鉱	100				451,423	451,423	100	〃 28.7 事業廃止
開発炭鉱 (株) 伊万里炭業所	93	80	1,184,250	28年7~12月	65,461	65,461	100	〃 調査中 (本年度未報告)
東山代炭鉱	88				490,656	490,656	100	
新平山炭鉱	81				838,432	838,432	100	差押済
東炭業 (株) 東山炭鉱	80	256	1,932,000	3~4月	243,600	243,600	100	調査中 (本年度未報告)
柿木原炭鉱鳥越坑	76				177,468	177,468	100	
鶴牧炭鉱	65				444,133	444,133	100	差押済
川副炭鉱	60	70	1,674,854	28年6~9月	136,819	136,819	100	〃 調査中 (本年度未報告)

事業所名	労働者数	賃金不払状況			保険料滞納状況			備考	
		対象労働者数	賃金不払数	不払月	滞納額	滞納率%			
日東破業株式会社	60	81	1243,950	2~3月	29.4 測定保険料 200026	200,026	100		
小田破業所	50				193,382	193,382	100		
新興破山炭業所	50				204,629	204,629	100	差押済 27.8 事業停止	
古賀破業所		47	151,600	1~3月					
牟田部炭破	45				468,257	468,257	100	差押済調査中(本年度未報告)	
藤村破業所	40				49,899	49,899	100		
渡部破業所	40				79,619	79,619	100	28.11 事業廃止	
新大瀬炭破	40				81,178	81,178	100	28.8 〃	
岸山炭破	35				243,349	243,349	100		
新多久炭破	35				288,451	288,451	100	27.8 〃	
大生炭破		33	146,910	3月					
退瀬炭破	30				40,619	40,619	100		
東宝炭破	30				88,960	88,960	100		
釜木 〃	30				80,520	80,520	100		
新興 〃	30				121,346	116,346	96		
新岩屋炭破	30				426,433	426,433	100	差押済 調査中(本年度未報告)	
住吉炭破	25				45,249	45,249	100	〃	
夫婦石炭破	25				44,555	44,555	100	27.9 事業廃止	
共同炭破(株) 橋破業所		25	1,252,801	28年10~4月					
柚木原炭破畑瀬坑	23				489,137	489,137	100	差押済 調査中(本年度未報告)	
与花炭破	23	17	58,240	3月		29,638	29,638	100	〃
矢代町 〃	23				18,905	18,905	100		
有浦 〃	22				70,580	70,580	100	28.5 事業廃止	
高串 〃	20				23,099	23,099	100		
坂元 〃	20				29,682	29,682	100		
柚木原炭破吉原坑	20				125,649	125,649	100		

事業所名	労働者数	賃金不払状況			保険料滞納状況			備考
		対象労働者数	賃金不払数	不払月	29.4調定保険料	滞納額	滞納率%	
長浜炭破	17				175,590	175,590	100	26.5 事業廃止
大胡烈治	16				26,769	26,769	100	
長瀬炭業所	12				61,079	54,579	89	差押済
牟形炭破	12				30,208	29,336	97	〃 調査中 (本年度未報告)
田口炭破	10				325,806	325,806	100	〃 27.4 事業廃止
山下炭業所	10				48,051	48,051	100	〃 調査中 (本年度未報告)
大同炭破	10				17,000	17,000	100	〃
池部炭業所二里炭破	9	23	42,472	4月	5,739	5,739	100	
天徳炭業所	9				19,306	19,306	100	
栄徳炭破	7				11,088	11,088	100	
飯島無煙炭	6				9,992	9,992	100	
大川内炭破	6				347,562	347,562	100	差押済 28.9 事業廃止
有浦炭破	5				94,333	94,333	100	27.11 事業廃止
仁比鶴炭破	2				6,600	6,600	100	調査中 (本年度未報告)
区分		6,919	738,132,233		40,007,307	37,511,917	94	

(2) 県においては次の制度により賃銀の不払対策を実施している。

(イ) 条例施行による労務者生活資金貸付制度

本県では、昭和二十七年三月二十八日佐賀県労務者生活資金貸付条例を制定し、賃金遅払事業場の使用者に賃金支払のための資金を貸付け労働者の生活の維持安定をはかっているが、昭和二十七年年度の貸付金は予算三百万円、貸付けた金額は百八十三万円（十七件）であったが、二十八年年度は、予算六百万円を全額（二十五件）貸付けた。二十九年年度は、当初予算三百万円であったが、賃金不払増加の状況で特に石炭鉱業における遅払が多く、社会党県連からの申入れもあり、県議会合同委員会（総務、経済、民生、農林の各常任委員会正副委員長で構成）で貸付予算三百万円を二千万円まで知事の専決で貸付することを承認されたが、現在の県財政の状況では承認額まで貸付することは到底困難であると考えられる。なお二十九年年度における貸付状況は五月末現在で四〇四万円（六件）貸付（別表）けているが、目下、貸付申請中のところもあり、又今後益々申請が増加するものとみられる。

(ロ) 労働金庫による対策

昨年六月一日佐賀県労働金庫が設立されたので県は設立と同時に同金庫に五百万円を予託したが、賃金不払事業場労働者の生活資金のための労金利用が多く二十九年年度においては賃金不払増加の状況であるので千五百万円を予託し、労働金庫を通じ、これら賃金不払事業場の労働者の労金利用方を講じている。

3. 要望事項

県としては前期の如き対策を講じているが、最近の如く金融引締めの影響による賃金遅払事業場の増加、特に中小企業の遅払事業場増加の傾向にあるので、条例による貸付制度も県の財政上資金に限度があり、十分な施策は講ぜられない状態になっている。

このような状態にあるので、国の施策として、昨年の水害危機打開策に準じ、労働金庫に政府資金を融資し、労働金庫を通じて賃金遅払の労働者に生活資金を貸付けるような方を速かにとられることを要望する。なお、この方をとられるとすれば、労働金庫に対し、損失補償の措置を考慮されることも併せて要望する。

別表 昭和二十九年年度貸付状況

事業所名	労務者数	貸付金額	貸付月日
日満鉱業株式会社 新屋敷鉱業所	一、六七二	一五〇万円	四月二十六日
米山鉱業株式会社 松南鉱業所	一一二	四〇〇	五月一日
柚木原 高越炭砒	一〇二	三〇〇	五月一日
楠久理想瓦工業	一九	一〇〇	五月十九日
柚木原 畑瀬鉱業所	二七	二四〇	五月二十六日
日満鉱業株式会社 新屋敷鉱業所	一、四八四	一五〇〇	五月二十四日
合 計	三、四二六	四〇四〇	五月末現在

四. 労災保険の現況

当局労災保険事業において石炭鉱業が占有する現況は、総適用事業場数五、〇八三総労働者数九六、一九五名の中、九四事業場、二九、

五〇一名現在し事業場一・九%労働者三〇・七%を占めている。

保険料においては左表の通り調定額においては七〇%収入額においても六二%を占め、その大部分は石炭鉱業において賄はれており、又保険金支払額は二二、一九二、三〇三円となり全産業の大部分即ち八二%を示している。

而もその収支率は七二%という至って不良な成績であり、前年度収支率一一三%の憂慮さるべき状態に陥った主要原因となっている。

かくの如き実情に鑑み、本年度は当局の付加する特殊産業である石炭鉱業を主体として特に収支率の不良なる事業場を選定し、労災保険防災指定事業場を設置し、事業主、保安責任者、労災担当者、担当医はもとより局署職員打って一丸となつて石炭鉱業の災害は一五%減少の目標を樹て災害の減少より絶滅へと凡ゆる角度より検討の上施策を実施すると共に強力且つたゆまざる納入奨励を実施して滞納一掃を期し当局収支経済の均衡に資せんとしている。(昭和二十九年四月三十日現在)

	保険料調定額	保険料収入額	未収入額	補償費	収入率	収支率
全産業	九八・〇四一・八五八	四八・七四四・二〇三	四九・二九七・六五五	二六・九二二・六五八	四九	五五
石炭鉱業	六七・九一五・〇六九	三〇・四〇三・一五二	三七・五一一・九一七	二二・一九二・三〇三	四四	七二
石炭山の占める割合	七〇	六二	七六	八二		

(備考) 滞納事業場一覧表は「石炭鉱業における賃金不払状況調」に掲記している。

五. 離職状況

1. 石炭鉱業及び其他企業の離職者状況

朝鮮動乱の影響を受け一時活況を呈した石炭鉱業は休戦となるや不振の一途をたどり、昨二十八年六月西日本を襲った大水害により甚大なる被害を受け疲弊に喘ぎながらも再建に努めつゝ、あつたが今次我国経済の変動は直ちに石炭鉱業の不振となつて現われ本年に至るや企業の休廃止及び事業の縮小をするものが続出するに至つた。

県下五七ヶ所の中小炭坑における一月以降の離職状況及び将来の見透しについて調査したところ一月より四月まで離職者(減耗を含む)三、二三七名で五月以降九月までの離職見込数は四、三七四名を予想される。(別表一)

2. 企業整備の状況

企業整備の状況を見ると本年一月以降五月二十五日までに一般休廃止事業所を含めて三五ヶ所におよびこの中炭坑関係は一九坑で離職者総数二、七一八名、内炭坑関係は二、一七四名で離職者総数の八〇%を占めている。これ等離職者中失業保険受給資格者は二、三六五名で

無資格者は三五三名に及び直ちに就業を必要とするものである（別表

二）

3. 対策

これ等離職者の激増に対し県としては、職業安定機関の全機能を以てこれに当り取敢えず失業保険受給資格者には失業保険を支給するとともに「石炭鉱業被整理者の就職促進措置要綱」を定めて正確な情報の蒐集に努め周到な職業あっ旋計画を樹立して求人開拓を強化し、確かな職業指導により他事業へのあっ旋にも努力し、地域間の職業紹介業務を活発に行い就職促進を図っている。

六、失業対策事業の実施状況と今後の見透

1. 失業対策事業の事業主体別適格者数及び就労状況

企業整備による失業者の増加は右の通りであるが一方失業対策事業に現われた状況を見ると失業対策事業就労適格者は二十八年十二月九五二名が本年一月に入り一、一五九名となりその後極力民間、公共事業にあつ旋したがなお四月末において一、一三一名を数え五月末には一、二二六名となっている（別表三）

2. 失業対策事業就労適格者市町村別増加見込

六月以降における失業対策事業就労適格者はこれ等離職者の失業保険金の支給終了と受給期間満了とともに月を追って増加する見込である。（別表四）

3. 対策

求人開拓其の他により就職の促進を図るものなお就職困難な離職者については公共事業に紹介あっ旋し、更に就労困難なものの中失対就労適格者は失業対策事業に就労させる予定である。

然しながら現在の失業対策事業の割当人員を以てしては吸収不可能であるので第二・四半期より枠の増大を考慮している。

石炭鉱業その他企業の離職者状況（石炭鉱業そのⅠ）

佐賀県

安定所別	区分 性別 事業所名	四月末現在		失業保険		失業保険受給		(5月～9月)		(1月～4月)		備考
		従業員数		被保険者数		資格者（見込）数		離職見込社数		離職者数		
		計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	
唐津	唐津鉱業所	1,133	110	1,133	110	1,100	103	6	0	23	5	
	北波多	160	18	160	18	141	17	21	7	16	3	
	岸岳	113	28	82	12	67	8	6	0	18	1	
	藤原	99	15	99	15	48	9	21	5	71	5	
	新相知	121	25	95	4	57	4	37	0	43	0	
	相知	163	29	163	29	148	26	21	6	16	0	
	日東	64	7	64	7	59	7	10	0	17	1	
	岸山	5	0	5	0	5	0	0	0	70	15	
	牟田部	6	0	6	0	6	0	0	0	33	4	
	鶴牧	69	7	69	7	60	5	6	0	16	2	
	大鶴	907	55	907	55	889	55	120	25	40	4	
	新平山	38	3	38	3	8	3	6	0	24	1	
	岩屋	1,044	71	1,044	71	612	38	50	3	131	18	
	池田	123	7	115	5	87	4	60	0	69	1	
	東和	350	31	350	31	205	18	100	0	74	13	
	新興	41	5	41	5	33	4	3	0	15	2	
	東松浦	21	3	21	3	15	3	6	0	12	0	
	東宝	24	1	24	1	21	0	4	0	15	0	
	浪瀬	25	10	25	10	21	9	17	0	22	2	
	長瀬	31	0	31	0	0	0	10	0	7	0	
	巻木	41	7	41	7	22	1	15	0	8	4	
	坂本	28	7	28	7	0	0	5	0	3	0	
	栄徳	13	4	13	4	5	2	5	0	3	2	
	新屋敷	1,628	150	1,624	149	1,468	144	720	50	208	12	
	大手口	8	0	5	0	0	0	0	0	0	0	
	与花	15	3	15	3	0	0	4	0	21	6	
	矢代町	21	3	21	3	17	3	2	0	8	2	
	吉谷	9	2	9	2	0	0	0	0	0	0	
(28) 計	6,300	601	6,228	561	5,094	463	1,255	96	983	97		
小城	小城（別府） 鉱業所	2,955	187	2,955	187	2,693	165	550	25	372	29	
	多久	871	76	871	76	826	63	245	15	264	20	
	古賀山	685	26	685	26	685	26	11	2	10	3	
	明治佐賀	545	15	545	15	530	15	15	2	7	0	
	立山	878	39	878	39	846	37	33	3	23	5	
	柚木原	417	72	417	72	381	60	100	20	107	19	
	多久原	157	14	157	14	157	14	17	3	14	1	
	番所	8	1	8	1	8	1	0	0	25	4	
	川副	32	10	32	10	32	10	6	1	8	1	
	山犬原	66	6	66	6	0	0	10	0	10	0	
(10) 計	6,614	446	6,614	446	6,158	391	987	71	840	82		
武雄	杵島鉱業所	5,059	394	5,010	368	4,996	366	163	22	212	17	
	北方	880	73	871	70	860	70	17	2	30	5	
	西杵	863	67	851	60	833	60	0	0	15	2	
	牟田浦	22	3	22	3	19	3	1	0	1	0	
	藤杵（田中坑）	20	1	20	1	14	1	0	0	15	1	
	橘	21	2	21	2	21	2	0	0	0	0	
(6) 計	6,865	540	6,795	504	6,743	502	181	24	273	25		
鹿島	光武鉱業所	103	9	103	9	13	0	12	1	46	3	
	(1) 計	103	9	103	9	13	0	12	1	46	3	

石炭鉱業そのⅡ

佐賀県

安定所別	性別	四月末現在		失業保険被保険者数		失業保険受給資格者(見込)数		(5月～9月)		(1月～4月)		備考
		従業員数	女	計	女	計	女	計	女	計	女	
立山鉱業所		計		計		計		計		計		
久原	〃	471	46	1,067	89	1,026	19	130	18	73	13	
回山	〃	939	94	465	42	435	31	10	0	10	2	
山代	〃	1,152	94	939	94	939	94	160	27	82	5	(新向山を含む)
小岩	〃	20	0	1,152	94	889	79	375	10	349	8	
伊国見	〃	629	46	20	0	20	0	20	0	108	0	
箱久	〃	478	48	629	46	550	32	629	46	231	18	(閉鎖)
東山代	〃	142	4	478	48	473	47	478	48	14	5	
東山	〃	195	8	142	4	86	4	29	3	21	3	
二里	〃	16	5	195	8	106	5	90	4	139	7	
新向山	〃			11	1	11	1	16	5	39	5	
大生	〃	15	6	15	6	2	0	2	0	29	6	(向山に計上)
(12) 計		5,124	440	5,113	432	4,537	312	1,939	161	1,095	72	
(57) 総合計		25,006	2,036	24,853	1,952	22,545	1,668	4,374	353	3,237	279	

安定所別炭鉱従業員離職状況

佐賀県

安定所別	性別	四月末現在		失業保険被保険者		失業保険受給資格者(見込)		(5月～9月)		(1月～4月)		備考
		従業員	女	計	女	計	女	計	女	計	女	
唐津		計		計		計		計		計		
小城		6,300	601	6,028	561	5,094	463	1,255	96	983	97	28鉱
武雄		6,614	446	6,614	446	6,138	391	987	71	840	82	10〃
鹿島		6,865	540	6,795	502	6,743	502	181	24	273	25	6〃
伊万里		163	9	103	9	13	0	12	1	46	3	1〃
伊万里		5,124	440	5,113	432	4,537	312	1,937	161	1,095	72	12〃
合計		25,006	2,036	24,853	1,952	22,545	1,668	4,374	353	3,237	279	57鉱

No. 3

(一般)

P E S O 別	区分 性別 事業所名	四月末現在		失業保険 被保険者数		失業保険受給 資格者(見込)数		(5月～9月) 離職見込社数		(1月～4月) 離職者数		備 考
		計	女	計	女	計	女	計	女	計	女	
		佐賀	大和紡績佐賀工場	1,339	1,050	1,339	1,050	1,136	850	110	110	
	戸上電柱製作所	616	114	616	114	505	107	13	5	106	71	
	計	1,955	1,164	1,955	1,164	1,641	957	123	115	161	124	
小城	広川鉱業所	21	11	21	11	21	11	6	1	2	0	水先炭
	桃崎組	32	11	32	11	30	9	6	2	4	2	〃
	計	53	22	53	22	51	20	12	3	6	2	
唐	茅谷鉱業所	36	23	27	19	25	17	4	3	27	15	水洗炭
	岡崎 〃	118	70	118	70	101	63	10	6	15	13	〃
	不動谷 〃	40	28	39	27	20	11	5	5	29	22	〃
	荒牧製業岸山 〃	30	17	30	17	20	13	6	6	12	4	〃
	野中水洗炭業所	9	8	9	8	7	6	0	0	23	20	〃
	池田 〃	34	21	34	21	34	21	3	2	8	1	〃
	製鉄相知作業所	39	18	39	18	29	14	35	18	4	3	〃
	和田山水洗炭業所	80	22	58	22	58	22	1	1	35	11	〃
	相知 〃	29	16	29	16	26	16	25	15	23	12	海没炭引 2/20 閉鎖
	三洋興業唐津出張所	0	0	0	0	0	0	0	0	32	8	土建 4/30 閉鎖
	大成建設新屋敷作業所	0	0	0	0	0	0	0	0	92	6	〃 4/21
	新興建設 〃 出張所	0	0	0	0	0	0	0	0	28	4	
	平野建設工業	103	40	74	29	13	3	85	36	29	19	
津	唐津土建	110	35	110	35	44	14	0	0	55	38	
	本城鉄工所	21	1	21	1	21	1	3	0	14	1	
	唐津 〃	321	24	321	24	304	23	30	0	22	0	
	唐津精械	66	2	66	2	36	2	20	0	19	0	
	昭和陸運 KK	146	16	146	16	140	12	9	0	44	4	
	松浦通運 KK	332	66	332	66	311	57	40	15	32	7	
	唐津港運 KK	366	142	366	142	347	133	30	20	18	7	
	西唐津運輸 KK	130	45	130	45	55	12	7	2	7	4	
	森永バルブ工業	14	0	14	0	13	0	4	0	3	0	
	計	2,024	594	1,963	578	1,609	440	317	129	571	199	
神崎	三田川金属工業社	9	4	9	4	9	4	7	3	2	0	
	計	9	4	9	4	9	4	7	3	2	0	
伊万里	伊万里湾重工 KK	177	3	177	3	177	3	0	0	101	14	
	二宮回収炭作業所	3	2	3	2	3	2	0	0	20	18	
	池田組	12	5	0	0	0	0	0	0	11	5	
	計	192	10	180	5	180	5	0	0	132	37	
	総合計	4,213	1,794	4,160	1,773	3,490	1,426	457	250	870	364	
鳥栖	BS 久留米工場	(県外)								28	3	福岡県
	日本ゴム久留米福岡工場	〃								111	101	
	日華ゴム久留米三瀬工場	〃								108	95	
	旭製銅所	〃								73	4	
	計									320	203	

(別紙2)

企業整備情報

佐賀県

(1) 管轄安定所名	(2) 事業所名	(3) 従業員数	(4) 整理人員	(5) (4)のうち失業 保険受給資格者	(6) 支給終了期	備考
唐津	岸山炭破	75	55	55	8月	29.2.1 整理
〃	三洋興行(株)	32	32	32	8〃	29.2.20 〃
〃	野中水洗炭業所	38	15	15	9〃	29.3.10 〃
〃	牟田部炭破	36	28	28	9〃	29.3.12 〃
〃	芳谷炭業所	50	20	20	9〃	29.3.16 〃
〃	〇藤原炭業所	9	9	9	9〃	29.3.31 〃
〃	唐津鉄工所	321	21	21	9〃	29.4.1 〃
〃	本城鉄工所	30	9	9	10〃	29.4.12 〃
〃	新興建設工業(株)	28	13	16	10〃	29.4.20 〃
〃	〇芳谷炭業所	32	32	32	10〃	29.4.6 〃(第二次)
〃	昭和陸運(株)	143	20	8	10〃	29.4.7 〃
〃	野中水洗炭業所	14	6	6	10〃	29.5.1 〃(第二次)
〃	〇新興建設工業(株)	12	12	12	10〃	29.4.24 〃(〃)
〃	大成建設組合事務所	92	92	92	10〃	29.4 〃(〃)
〃	松浦通運(株)	378	15	5	10〃	29.4.21 〃
〃	新平山炭破	48	15	5	10〃	29.4.24 〃
〃	岩屋炭破	1,044	150	—	—	28.7. 〃客年水害の難職者
伊万里	〇高瀬炭業所	17	17	17	7〃	29.1.29 〃
〃	吉岩炭破	69	60	60	8〃	29.2.28 〃
〃	〇日瀧炭業司炭破	629	629	550	11〃	29.5.8 〃(3)-(4)は保安要員
〃	〇輔久炭破	453	453	420	11〃	29.5 〃
〃	〇二里炭破	17	17	17	10〃	29.4.14 〃
小城	柚木炭破	36	28	28	10〃	29.4.10 〃
〃	番所炭破	32	23	20	9〃	29.3.31 〃
唐津	新屋炭破業所	1,605	548	547	12〃	29.5.25 〃
〃	日東炭破	69	30	30	11〃	29.5.12 〃
小城	大成建設株式会社多久作業所	125	48	48	11〃	29.5.1 〃
〃	日産建設株式会社立山作業所	101	48	41	11~12〃	29.5.1 〃 29.6.1 〃
鹿島	金又製炭社(株)	16	16	13	8〃	29.2.29 〃
〃	光武炭破	139	29	23	8〃	29.3.3 〃
佐賀	大成建設 北山作業所	358	161	129	7〃	29.1.20 〃
鹿島	〇副島炭次商會	5	5	4	7〃	29.1.21 〃
伊万里	伊万里製作所	50	17	13	10〃	29.4.6 〃
〃	里木鉄工業	20	6	5	11〃	29.5.25 〃
唐津	相知炭破	163	10	9	10〃	29.4.30 〃
佐賀	〇平和織物工業(株)	14	14	11		
鹿島	源六焼製磁(株)	19	19	15		
計		6,309	2,718	2,365		無資格者 353名

(註) 〇印は閉休中事業所を示す。

(別表3)

事業主体別適格者数及び就労日数開

(四月末日現在)

事業主体別	月別		一 月					二 月					三 月					四 月					五 月				
	区分	人員	適格者数	失業者数	失対以外就労日数	御当人員	適格者数	失業者数	失対以外就労日数	御当人員	適格者数	失業者数	失対以外就労日数	御当人員	適格者数	失業者数	失対以外就労日数	御当人員	適格者数	失業者数	失対以外就労日数	御当人員	適格者数	失業者数	失対以外就労日数		
佐賀市	不出張所	80	284	—	—	80	292	—	—	80	294	—	—	80	297	—	—	80	295	—	—	80	295	—	—		
唐津市	不出張所	120	—	21.9	0.8	120	—	20.5	1.6	120	—	18.7	3.1	120	—	19.5	2.7	120	—	19.5	2.7	120	—	12.3	—		
唐津土木出張所 (鬼塚村)		140	—	—	—	145	—	—	—	140	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
唐津市		50	—	—	—	50	—	—	—	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
唐津土木事務所 (相知町)		110	—	—	—	110	—	—	—	110	—	—	—	110	—	—	—	—	—	—	110	—	—	—	—	—	
北波多村		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漆村		50	65	13	—	50	58	198	—	50	69	201	—	50	71	202	—	50	73	—	50	—	—	—	—	—	
伊万里土木事務所		30	57	16.6	—	30	54	14.3	—	30	56	15.1	—	30	54	14.9	—	30	56	—	30	—	—	—	—	—	
伊万里市		50	—	—	—	50	—	—	—	50	—	—	—	50	—	—	—	—	—	—	50	—	—	—	—	—	
山代町		40	—	—	—	40	—	—	—	40	—	—	—	40	—	—	—	—	—	—	40	—	—	—	—	—	
右田町		20	26	16	—	20	31	20.2	1.2	20	33	19.2	2.8	20	—	—	—	20	—	—	20	—	—	—	—	—	
東有田町		15	31	14.1	—	15	27	13.4	1.3	145	28	17.2	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
名護屋村		20	26	16.5	—	20	31	15	—	20	33	21.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小城町		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計		775	1,159	15.8	0.8	775	1,126	18.6	0.9	775	1,164	18.6	1.6	750	750	1,131	18.7	780	1,226	—	30	32	—	—	—	—	

(別表4) 失業対策事業適格者市町村別増加見込数

(5月20日現在)

市町村別	月別									計
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計		
唐津市	45	28	40	52	40	50	45	300		
鬼塚村	2	1	4	3	4	9	11	34		
北波多村	18	11	15	21	23	18	21	127		
湊村	1	1	1	1	1	3	4	12		
相知町	12	20	20	21	15	30	40	158		
巖木町	25	29	35	45	51	65	90	340		
計	103	90	115	143	134	175	211	971		
伊万里市	10	10	10	10	10	15	15	80		
山代町	10	10	10	15	25	30	50	150		
東山代町	5	5	5	10	10	15	15	65		
二里町	10	10	10	20	30	80	100	260		
計	35	35	35	55	75	140	180	555		
北多久町	41	33	35	49	55	66	97	376		
東多久町	21	35	21	30	29	37	44	217		
南多久町	9	11	13	10	15	17	20	95		
多久町	4	3	5	7	13	16	149	197		
西多久町	3	5	1	4	14	12	9	48		
計	78	87	75	100	126	148	189	803		
佐賀市及び市周辺	28	21	50	59	65	77	85	385		
合計	244	233	275	357	400	540	665	2,714		

七. 失業保険金の需給状況及滞納保険料の状況と今後の見通し

概況

(1) 失業保険金の支給状況

最近の金融引締と炭界の不況は夏場を前にして深刻化の一途を辿り、中小炭鉱の閉山、休山が続出し、その影響は関連産業に及ぼし、一月より四月までの離職者は、四、一〇七名（内炭鉱三、三三七名）を数え、四月における失業保険金支給実人員は、五、八〇二名、支給額は参阡壹百七拾八万四阡七百六拾五圓となり、更に五月以降九月迄約壹億六阡六百七拾参万八阡五百圓が見込まれる。

なお、自昭和二十八年四月至昭和二十九年四月末までの支給状況は別表の通りである。

（別表（一）参照）

(2) 失業保険料の滞納状況

昭和二十八年年度末における失業保険料納付実績は八八%で、昭和二十七年の経済界の好況時と比較すれば大差ない実績であるが金融引締と炭界不況により金融の逼迫を来たし、昭和二十八年一月以降失業保険料の滞納は累増している。昭和二十八年五月末における滞納額は貳阡貳百七拾六万七阡四百九拾八圓で、昭和二十九年五月末においては滞納額貳阡貳百七拾貳万四阡七百五圓となっているが、この内炭鉱の滞納状況は、事業所数七五件、金額約壹阡壹百五拾五万圓で全体の約五割以上を占めている。（別表（二））

(3) 対策

(イ) 失業保険金の給付については常時PESSOとの連絡を保ち離職の

状況を的確に把握すると共に、本省に対して適正な資金の要求をなし、保険金の円滑なる支給に支障を来たさざるよう措置する。

(ロ) 滞納保険料に対しては、収入官吏をして常時滞納金の収入奨励をなし、事業所の経営状態の情報を早期に蒐集し、又事業所を管轄する公共職業安定所との密接な連絡により、事業所の企業整備の状況把握に努め、滞納金を有したま、休廃止にならないよう滞納金について、失業保険法第三十六條及び国税徴収法第十條により、強制的に事業所の財産を差押し、財産の選定についても、経済界の不況もあるので、換価容易の物件を重点としておりこれについては、事業所の納入見込状況を勘案し、直ちに公費処分を実施している。

此の処置、すぐに現在施している措置であり、今後はこれを一段と強力に推進している。

自 昭和28年4月
至 昭和29年5月

失業保険金支給状況調

月 別	支給人員		支給金額		備 考
	一 般	日 雇	一 般	日 雇	
28/4	3,153	349	3,502	210,310	
5	4,719	566	5,285	25,127,855	
6	5,225	702	5,927	28,592,528	
7	6,546	14	6,560	38,326,677	
8	7,537	69	7,606	44,947,276	
9	8,251	306	8,557	49,457,034	
10	10,275	284	10,559	56,263,209	
11	7,782	303	8,085	47,735,030	
12	7,211	30	7,241	43,399,135	
29/1	6,757	592	7,349	41,849,145	
2	5,865	238	6,123	32,093,665	
3	6,156	562	6,718	36,453,455	
4	21	1	22	18,510	(昭和28年度分)
	昭和28年度計		526	468,115,018	
4	5,802	674	6,328	31,784,765	
5	6,744	674	7,418	32,572,384	
				2,852,850	470,967,868
				305,640	32,090,405 (昭和29年度分)
				650,630	332,223,014 (“ “)

	4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		
	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	
佐 賀	一般	680	3,637,975	653	3,521,730	789	3,869,685	760	4,335,940	734	3,799,380	724	3,918,775	784	4,335,454
	日雇	86	27,440	78	143,780	143	280,280	7	3,080	13	14,700	246	1,38,620	225	96,180
神 崎	一般	106	556,100	100	576,625	105	729,470	137	660,590	112	590,915	134	709,660	105	622,390
	日雇	1	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 城	一般	114	3,439,585	777	4,168,920	876	5,211,170	1,025	7,899,385	1,013	7,441,655	1,244	8,154,530	1,308	8,504,960
	日雇	0	0	4	1,680	12	5,460	1	2,100	0	0	0	0	1	2,100
唐 津	一般	968	5,247,165	1,176	5,977,840	1,354	7,349,155	2,299	12,533,330	3,239	20,229,870	3,313	21,393,125	3,486	22,530,790
	日雇	217	156,450	398	214,120	304	222,770	2	25,980	16	4,240	53	16,780	10	1,400
伊 万 里	一般	778	4,387,570	903	4,301,870	917	4,361,055	960	5,441,267	1,054	5,236,637	1,198	6,001,954	1,094	5,962,765
	日雇	33	6,210	82	31,190	239	182,700	1	1,120	32	3,380	2	980	37	4,830
武 雄	一般	606	3,895,005	547	3,887,730	534	3,991,985	702	4,522,955	732	4,419,485	1,061	5,557,369	1,062	7,142,470
	日雇	1	1,960	0	0	1	1,400	0	0	0	0	1	1,400	5	5,180
鳥 栖	一般	307	1,345,345	352	1,412,480	344	1,465,335	409	1,808,450	362	1,419,135	346	1,389,700	346	1,471,810
	日雇	12	18,160	4	7,730	3	6,510	3	3,330	3	5,120	4	7,590	6	7,710
鹿 島	一般	200	1,342,145	211	1,280,660	308	1,614,670	254	1,642,760	291	1,010,199	331	2,315,610	246	2,453,480
	日雇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩 屋 (巡回相談)	一般													1,844	3,238,910
	日雇													0	0
計	一般	3,153	23,850,800	4,719	25,127,855	5,225	28,592,528	6,546	38,326,677	7,537	44,947,276	8,251	49,457,034	10,275	56,263,209
	日雇	349	210,310	566	3,983,500	702	6,991,230	14	35,630	69	27,440	306	1,650,070	284	1,174,000
	計	3,502	24,061,110	5,285	25,526,355	5,927	29,290,648	6,560	38,362,307	7,606	44,974,716	8,557	49,622,104	10,559	56,380,609

	11月		12月		29年1月		2月		3月		29年度4月		5月		
	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	人員	支給額	
佐賀	一般	759	4,238,715	727	4,102,355	700	4,284,065	679	3,806,280	749	4,363,795	(1)	(1,210)	831	4,315,245
	日雇	173	75,740	3	2,100	29	40,180	8	3,640	239	96,320	778	4,348,760	257	243,600
神崎	一般	104	597,525	134	843,420	142	808,695	152	818,845	174	1,124,365	170	886,385	195	1,009,680
	日雇	0	0	0	0	1	1,260	0	0	3	2,800	3	2,800	0	0
小城	一般	1,194	7,794,365	1,079	6,820,980	908	6,387,390	788	4,883,885	825	5,375,280	(5)	(8,155)	831	4,435,055
	日雇	0	0	0	0	1	280	0	0	0	0	802	4,488,710	2	280
唐津	一般	1,111	6,606,625	1,035	5,759,770	904	5,432,650	1,428	7,615,235	1,493	8,327,690	1,384	7,372,025	1,401	7,484,630
	日雇	128	45,580	23	13,720	326	381,640	66	34,720	247	139,810	(1)	(140)	368	397,090
伊万里	一般	1,017	5,340,885	1,008	4,946,855	985	6,034,765	968	4,713,510	1,000	5,814,645	(6)	(1,420)	1,482	6,082,855
	日雇	0	0	3	36,400	225	242,460	183	63,900	74	51,170	11	24,920	47	9,660
武雄	一般	971	6,719,620	951	6,548,390	985	7,213,565	1,073	6,348,825	1,059	6,815,140	(4)	(1,465)	1,008	4,747,660
	日雇	1	1,820	0	0	1	1,820	0	0	1	1,820	828	4,970,015	0	0
鳥栖	一般	369	1,581,390	461	1,583,880	451	1,792,950	442	1,750,930	499	2,279,765	(2)	(3,150)	690	2,668,810
	日雇	2	2,380	1	560	8	13,390	0	0	1	3,080	1	2,380	0	0
鹿島	一般	357	2,512,015	343	2,335,660	333	2,472,895	335	2,156,155	357	2,352,775	(3)	(3,130)	306	1,828,449
	日雇	0	0	0	0	1	2,240	1	1,820	0	0	312	1,831,450	0	0
岩屋	一般	1,900	12,343,890	1,548	10,457,795	1,349	7,422,170					(20)	(18,510)	6744	32,572,384
	日雇	0	0	0	0							(1)	(140)	674	650,630
計	一般	2,782	47,735,030	7,241	43,399,135	6,757	41,849,145	5,865	32,093,665	6,156	36,453,455	5,802	31,784,765	7,418	33,222,301.4
	日雇	303	125,520	30	20,020	592	683,270	258	104,080	562	292,200	526	305,640		
	計	8085	47,860,550	7,271	43,419,155	7,349	42,532,415	6,123	32,197,745	6,718	36,745,655	(21)	(18,650)		
											6,328	32,090,405			

() 内は28年度分

炭鉱別失業保険料滞納額調

(29.5.31.現在)

事業所名	滞納額	備考
	円	
和田山鉱業所	82,707	
石橋鉱業(株)新有浦炭鉱	14,900	28.5.31廃止
田中鉱業所浪瀬炭鉱	19,386	
奥花鉱業所	6,089	
東宝鉱業所	26,988	
矢代町炭鉱	23,816	
小田鉱業所東松浦炭鉱	69,417	
住友炭鉱	15,260	28.7.31廃止
不動谷鉱業所	46,466	
西村鉱業折高申炭鉱	28,802	
榮徳炭鉱	6,142	
大同炭鉱	9,720	
吉本鉱業(株)巻木炭鉱	4,453	
大日鉱業北多久炭鉱	147,244	28.8.16廃止
中島鉱業所多久炭鉱	553,058	
柚木原炭鉱畑瀬坑	206,721	
〃 鳥越坑	141,633	
〃 松南鉱業所	145,966	
〃 川崎坑	44,012	
番所炭坑	28,638	
多久原鉱業所	94,290	
川副炭鉱	23,898	

炭鉱別失業保険料滞納額調

(29.5.31.現在)

事業所名	滞納額	備考
	円	
池田鉱業株式会社	345,978	
古賀鉱業所新平山炭鉱	230,183	
新岩谷炭鉱	187,681	28.7.1~9.30迄休止28.11.1再開
長瀬鉱業所	15,408	
野中鉱業(株)東和炭鉱	773,384	
山下炭鉱	50,122	
坂本炭鉱	4,453	
昭和鉱業所有明炭鉱	21,528	
渡辺鉱業所	65,973	
篠原炭鉱	14,343	
岸山炭鉱	158,027	
高倉鉱業(株)岩屋鉱業所	487,980	
藤原坑	120,278	
荒牧製薬所岸山鉱業所	6,988	
日満鉱業(株)新屋敷鉱業所	1,078,046	
新相知鉱業所	54,805	
岸獄炭鉱	174,467	
幸田部炭鉱	17,282	
原田鉱業所梅之本谷炭鉱	13,887	
岩浪炭鉱	13,976	
鶴牧鉱業所	151,541	
日東炭鉱	59,892	

炭鉱別失業保険料滞納額調

(29.5.31.現在)

事業所名	滞納額	備考
	円	
高平炭鉱	23,106	27.10.31廃止
新黒川炭鉱	26,153	28.4.16休止
吉岩炭鉱	39,559	29.2.19廃止
開発炭鉱伊万里鉱業所	117,056	29.3.31休止
高瀬鉱業所筑肥炭鉱	16,209	
東鉱業(株)東山炭鉱	204,519	
貝島炭鉱原秋試錐所	16,653	
新大瀬炭鉱	42,736	
上伊万里炭鉱	3,400	27.4.30廃止
計 75件	11,557,313	

炭鉱別失業保険料滞納額調

(29.5.31.現在)

事業所名	滞納額	備考
	円	
山口炭山(株)小城鉱業所小城坑	987,418	
〃 別府坑	325,694	
柚子原炭鉱北島炭	56,049	
多久原鉱業所	63,096	
北島鉱業(株)山犬原炭鉱	11,494	
新竜炭鉱	166,367	
大上田鉱業(株)川登炭鉱	10,094	28.4.15廃止
山口鉱業所	40,070	
肥筑炭田開発株式会社	2,661	
藤杵鉱業所	23,345	
永野炭鉱	7,796	
光武炭鉱	164,882	
向山鉱山(株)向山鉱業所	845,464	
日満鉱業(株)国見鉱業所	795,285	
児玉興産(株)山代炭鉱	1,302,347	
〃 小岩炭鉱	83,508	
渡辺鉱業所東山代炭鉱	39,671	
長浜炭鉱	11,200	
河内鉱業所東山代炭鉱	125,667	
夫婦石炭鉱	10,512	27.9.1廃止
田口炭鉱	64,373	
大川内鉱業所	145,101	28.10.30廃止

八. 生活保護の状況

生活保護法の適用の状況については、四月二十七、二十八日の両日新屋敷、岩屋、国見、松浦の各炭坑に係員を派遣し、その生活の実態を調査すると共に、福祉主事をして常時実情を把握せしめ失業保険受給額が少ないものや、現実に本人の手取金が少く且他に収入を挙げる余地がないと認められるもので一般の生活困窮者と同程度の最低生活の維持ができないと認められるときは、本人の申請により生活保護法を適用するように各福祉事務所長を指導して来たのであるが、現在までのその適用状況は次の通りである。

生活保護の状況

炭坑名	適用中のもの	申請書の受理中のもの	今後申請を予想されるもの	備考
岩屋	二三	三六	八	申請書受理中の三六件については半数程度近日適用の見込
新屋敷	三	五件	一件	
国見	一件			

備考 1. 新屋敷炭坑の適用者三件は、鉱員ではないが鉱員より仕送りを受けて生活していたもので仕送りが出来なくなった為保護を受ける事態になったものである。

2. 岩屋炭坑分は、昨年の水害の為解雇された約二〇〇世帯が炭坑の不況の為再採用に至らないものである。

昭和二十九年五月

県内炭鉱採業状況

佐賀県経済部

はしがき

- (1) 本調査には福岡通商産業局及び佐賀石炭事務所の資料、調査（月報、旬報）助力を得た。
- (2) 遅払状況中電力料及び資材代遅払は炭鉱一般に認められる、が本調査には福岡通産局の照会に対し回答あったものしか掲上できなかつた。

炭 破 名	杵 島	北 方	古 賀 山	西 杵	立 山	明 治 佐 賀	唐 津	小 城	別 府
敏 業 權 者	杵 島 炭 敏 社	左 同	三 菱 式 業 社	明 治 式 業 社	左 同	明 治 式 業 社	井 華 式 業 社	山 口 式 業 社	左 同
所 在 地	杵 大 町々 大字 福 母	杵 北 方 町 大字 志 久	多 多 久 町 小 侍	杵 北 方 町 六 崎	多 北 多 久 町 小 侍	多 多 久 市 多 久 町	東 北 波 多 村 田 中	多 東 多 久 町 別 府	左 同
平 均 炭 間 量	55,000	7,000	13,000	14,000	14,000	10,000	8,000	18,000	9,000
炭 (平 均 力 口 リ 一)	6,752	6,010	6,471	6,734	6,758	6,798	6,786	6,552	5,710
従 業 員 数	5,059	880	685	863	878	545	1,133	2,955	
出 炭 三 月	55,000	6,800	13,000	11,800	9,500	11,100	6,500	18,690	8,800
実 績 四 月	54,000	6,300	13,000	12,700	10,200	13,000	5,300	28,050	
貯 炭 量 四 月 末	21,223	1,936	1,009	670	1,175	238	275	3,064	
炭 量 (屯) 五 月 三 十 日	30,597	2,321	302	925	816	294	356	2,832	
運 配 状 況	電 力 代 料								
資 材 代 料									
勞 保 料	単 位 千 円								
公 課									
関 係 争 議									
運 欠 配 貸 付 金	有 無 (単 位 千 円)								

炭 破 名	新 屋 敷	立 川	多 久	岩 屋	東 和	柚 木 原	多 久 原
炭 業 権 者	日 滿 炭 業 社 株 式 会 社 東 松 浦 郡 岩 屋 木	大 日 敏 業 社 株 式 会 社 伊 万 里 市 立 川	中 岳 イ ラ 子 久 市 市 多 北 多 久 町 小 侍	高 倉 炭 業 社 株 式 会 社 東 松 浦 郡 本 山 木	野 中 炭 業 社 株 式 会 社 東 松 浦 郡 浪 瀬	鳥 越 嘉 八 名 外 市 市 多 北 多 久 町 小 侍	井 上 啓 一 市 市 多 北 多 久 町 多 久 原
所 在 地							
平 均 炭 間 質 量 (平均カロリー)	15,000	10,000	6,000	8,000	2,800	2,300	1,000
炭 質 量 (平均カロリー)	5,918	6,308	6,319	5,868	6,039	6,100	6,580
従 業 員 数	1,628	1,067	871	1,044	350	417	157
出 炭 実 績	三 月 55,000 四 月 54,000 四 月 末 21,223 五 月 三十日 30,597	三 月 8,500 四 月 9,700 四 月 末 411 五 月 三十日 1,009	三 月 5,016 四 月 5,064 四 月 末 637 五 月 三十日 127	三 月 6,820 四 月 4,860 四 月 末 907 五 月 三十日 780	三 月 3,307 四 月 2,612 四 月 末 154 五 月 三十日 237	三 月 2,219 四 月 1,591 四 月 末 13 五 月 三十日 24	三 月 839 四 月 1,100 四 月 末 710 五 月 三十日 490
稼 働 状 況							
電 力 料			748	2,321	192	1,127	
資 材 代			28,287	171,423	46,911	7,063	
賃 料			7,167	21,736	7,764	4,168	728
保 険 料			3,154	7,543	7,336	4,245	
公 課			8,453	8,108	3,509	6,471	
関 係 労 働 争 団 議 交	再 建 案 につ き 団 交 中			再 採 用、賃 金 運 払 につ き 団 交 中		松 南 炭 破 賃 金 運 払 の た め 回 盟 罷 業 中	
運 欠 配 貸 付 金 } (無 有) (単 位 千 円)	1,500 貸 付 済				300 貸 付 回 収 残。	松 南 400 鳥 越 300 如 瀬 240 計 740	貸 付 決 定

炭 破 名	相 知	光 武	池 田	新 相 知	永 野	新 興	与 花	新 平 山
敏 業 權 者	相 知 敏 業 社	小 岩 信 次	池 田 敏 業 社	志 柿 義 雄	日 の 出 石 炭 敏 業 株 式 公 社	永 井 敏 業 社	池 田 沢 太	古 賀 鉄 夫
所 在 地	東 相 知 郡 相 知 町 松 浦	藤 津 郡 久 間 村 志 田 原	東 松 浦 郡 岩 屋 町 松 浦	東 相 知 郡 久 保 町 松 浦	群 島 郡 永 野 村 登 村 永 野	東 松 浦 郡 岩 屋 町 松 浦	東 松 浦 郡 岩 屋 町 松 浦	東 松 浦 郡 本 山 町 松 浦
平 均 炭 間 量	1,000	700	700	700	320	250	170	120
炭 出 質 (平 均 カ ロ リ 一 炭)	5,860	6,637	6,501	6,380		6,563	6,163	6,500
従 業 員 数	163	103	123	121	100	41	30	38
稼 働 状 況	三 月	220	660	1,237			72	111
	四 月	1,054	552	620	1,389	159	45	75
	四 月 末	630	10	40	96	40	50	2
	五 月							
	五 月 二 十 日	568	25	6	88		20	10
運 配 状 況	電 力 代 料		462					575
	資 材 代 料		3,061					3,103
	労 保 料	単位千円	3,562	1,114	1,150			65
	公 課		4,263	231				242
関 係 争 論								
運 欠 配 貸 付 金 (無 単 位 千 円)				84 貸 付 回 収 残				121 貸 付 回 収 残

炭 礦 名	岸 山	篠 井	橋 大	卷 本	新 岩	矢 代	大 鶴	久 原
業 權 者	志 松 浦 義 雄 郡 岸 山	共 同 式 會 社 上 実	大 正 式 會 社 武 雄 村 大 日	吉 林 式 會 社 東 松 浦 岩 屋 郡	西 田 一 郡 東 松 浦 浪 瀬	熊 川 大 治 郎 名 郡 東 松 浦 岸 山	村 岳 式 會 社 東 松 浦 鶴 牧 郡 入 野 村	麻 生 式 會 社 伊 山 代 町 久 原 市
所 在 地	東 松 浦 義 雄 郡 岸 山	井 上 実	武 雄 村 大 日	東 松 浦 岩 屋 郡	東 松 浦 浪 瀬 郡	東 松 浦 岸 山 郡	東 松 浦 鶴 牧 郡	伊 山 代 町 久 原 市
平 均 月 間 質 量	300			20	300		7,000	4,000
炭 質 (平 均 カ ロ リ 一)		5,760		6,200	5,000		6,204	5,264
従 業 員 数	70	20			40	21	907	471
稼 働 状 況 (屯)	三 月	55				75	5,700	2,700
	四 月	0			休 止	97	6,000	3,100
	四 月 末	85				100	4,060	3,350
	五 月							
	五 月 末	55				150	3,690	3,722
運 配 状 況								
電 力 代 料								
資 材 代 料								
勞 賃 料	800							
保 險 料								
公 課								
関 係 勞 働 争 団 議 交								
運 欠 配 貸 付 金 (無 単 位 千 円)	272							
	貸 付 回 収 残							

炭 破 名	向 山	山 代	小 岩	国 見	楠 久	東 山	東 山	代	鶴 牧
敏 業 権 者	向 山 敏 業 社	見 玉 興 産 社	左 伊 万 里 市 大 久 保	日 滿 敏 業 社	久 恒 敏 業 社	東 敏 業 社	河 伊 万 里 市 大 久 保	鶴 牧 炭 破 社	鶴 牧 炭 破 社
所 在 地	伊 山 万 里 町	伊 山 万 里 町	伊 山 万 里 市	伊 山 万 里 中 里	伊 山 代 町 楠 久	伊 山 代 町 長 浜	伊 山 代 町 大 久 保	東 野 町 鶴 牧	東 野 町 鶴 牧
平 均 炭 間 量	7.000	5.500	100	4.000	3.500	1.000	900	550	550
炭 出 質 (平 均 カ ロ リ 一)	5.907	6.322	6.400	6.300	5.999	5.600	6.112	5.800	5.800
従 業 員 数	939	1.152	20	530	478	195	142	69	69
稼 働 状 況 (屯)	三 月	5.600	5.350	190	3.287	2.885	1.057	537	537
	四 月	5.400	6.980	0	1.593	3.018	1.015	503	503
	四 月 末	7.942	1.618		57	5.243	760	750	750
	五 月		1.026		35	5.427	449	840	195
	五 月 二 十 日	7.128							
運 配 状 況	電 力 代		2,434		5,612		695		
	資 材 代		14,033		24,849		22,043		
	労 賃	18,323	9,430		8,509		4,570	193	
	保 険 料		11,826		4,169		502		
公 課				3,634		864			
関 係 争 議				団 交 に て 休 破 決 定	団 交 に て 休 破 決 定				
運 欠 配 貸 付 金 } (無 有) (単 位 千 円)				貸 付 審 議 保 留					

炭 礦 名	吉 岩	二 里	新 向 山	光 洋	大 生	新 龍	伊 万 里
礦 業 權 者	橋 高 武 藏 名 外 1	渡 部 春 子	向 山 礦 業 (株) 名 外 1	四 宮 清 善	大 胡 治 烈	市 丸 利 治	開 發 式 農 會 社
所 在 地	伊 万 里 市 浪 瀬	伊 万 里 市 二 里 町 大 里	伊 万 里 市 山 代 町 西 分	伊 万 里 市 伊 万 里 町 脇 田	伊 万 里 市 伊 万 里 町 岩 立	杵 橋 村 大 日 郡	伊 万 里 市 伊 万 里 町 瀬 戸
平 均 月 間 量	200	100		20	200	50	600
炭 出 質 (平 均 カ ロ リ -)		5,200		5,080	5,000		
従 業 員 数	70	16		5	15	40	60
稼 働 状 況 (貯 炭 量 (屯))	三 月	59					
	四 月	22	掘 進 中		143		
	四 月 末	20		休 止	0	休 止	廃 止
	五 月 二 十 日	10	243		10		
電 力 代 料					0		
資 材 代 賃							
勞 賃 料							
保 險 料							
公 課							
関 係 争 議 交 渉 団							
運 送 配 付 金 (無 有) (単 位 T+円)							

炭 破 名	北 波 多	篠 原	日 東	川 副	牟 田 浦	牟 田 部	岸 岳	番 所
敏 業 權 者	江 上 寅 吾	井 上 実	日 東 敏 業 社	川 副 益 見	兵 動 忍 彦	太 田 卯 太 郎	岩 本 重 好	武 富 喜 八
所 在 地	東 松 浦 郡 北 波 多 村 岸 山	東 松 浦 郡 相 知 町 平 山 下	東 松 浦 郡 相 知 町 牟 田 部	小 城 郡 北 多 久 町 中 原	杵 嶋 郡 北 方 町 志 一 久	東 松 浦 郡 北 方 村 牟 田 部	東 松 浦 郡 北 波 多 村 岸 山	小 城 郡 北 多 久 町 小 待 番 所
平 均 炭 月 間 出 炭 量	1,400	600	500	400	300	350	400	200
炭 質 (平 均 力 口 一)	5,647	6,074	4,831	4,683	5,854	4,400	5,690	5,310
従 業 員 数	160	99	64	32	22	6	113	8
稼 働 状 況 (屯)	三 月	1,412	430	451	127	211	63	669
	四 月	1,406	370	523	123	220	2	513
	四 月 末	68	6	66	15	37	0	623
	五 月 二 十 日	15	15	53	10	91	休 止 0	610
運 配 状 況	電 力 代 料							
	資 材 賃 料							
	勞 保 料						445	
	公 課							
関 係 争 団								
運 欠 配 貸 付 金								

炭 礦 名	長 瀬	東 宝	大 手 口	住 吉	浪 瀬	篠 原	東 松 浦	栄 徳	
業 権 者	川 原 清	川 原 九 郎	山 下 清	森 塚 勝 美	田 中 熊 雄	篠 原 栄	小 田 栄 一	篠 原 栄	
所 在 地	東 松 浦 郡 巖 屋	東 松 浦 郡 浪 瀬	東 松 浦 郡 本 山	東 松 浦 郡 佐 里	東 松 浦 郡 浪 瀬	東 松 浦 郡 浪 瀬	東 松 浦 郡 浪 瀬	東 松 浦 郡 浪 瀬	
平 均 月 間 炭 出 量	150	150	100	100	200	80	100	80	
炭 質 (平 均 カ ロ リ -)	6,600	5,590	4,800		5,011	4,078	5,300	4,562	
従 業 員 数	31	24	8	20	25	10	21	13	
稼 働 状 況 (屯)	三 月	61	134	36			8	161	98
	四 月	34	60	36	休 止	148	0	82	86
	四 月 末	5	50	0		30	休 止	5	28
	五 月								
	五 月 末	0	65	0		25	0	0	23
運 配 状 況	電 力 代 料							0	
	資 材 代 賃							214	
	勞 賃 料							1,810	
	公 保 險 料							143	
関 係 争 議 団 交								125	
運 欠 配 貸 付 金 } (無 有) (単 位 千 円)									

炭 破 名	新 大 瀬	坂 元	坊 中	西 相 知	永 井 計	長 部 田	田 口 直	吉 谷
敏 業 権 者	平 沢 清 美 市	坂 元 俊 次 郡	大 同 式 炭 敏 社	岡 崎 敏 浦 相 知 郡	服 部 雄 一 郡	野 中 敏 浦 本 山 郡	伊 万 里 市	塚 本 ハ ル 郡
所 在 地	伊 万 里 町 浦 浦	東 松 浦 岩 屋 郡	東 松 浦 郡 坊 中	東 相 知 町 浦 相 知 郡	小 北 多 久 町 小 侍 郡	東 松 浦 本 山 郡	東 山 代 村 大 久 保 市	東 松 多 村 岸 山 郡
平 均 炭 月 間 出 炭 量	100		400	50	250	500	250	
炭 (平均カロリー一)			6000					
従 業 員 数	10	28	30	10	30	60	60	9
稼 働 状 況	月 出 炭	三 月	116	28年度水害	0			
	実 績	四 月	137	■休止の	0			
	貯炭量	四 月 末	0	と ころ 再 開	0			
	(屯)	五 月 二 十 日	0		0			
運 配 状 況	電 力 代							
	資 材 賃							
	労 保 料							
	公 課							
関 係 争 団	争 議							
	交 渉							
運 欠 配 貸 付 金	} 有 無 (単 位 千 円)							